

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
表示部会食品表示調査会及び  
農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の  
共同開催要領（案）  
（食品の表示に関する共同会議開催要領（案））

厚生労働省薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会表示部会食品表示調査会  
農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会

第 1 趣旨

食品衛生法に関する審議会（調査会）及び J A S 法に関する調査会（小委員会）の共同で、食品の表示に関する共同会議（以下「共同会議」という。）を開催し、食品衛生法及び J A S 法に共通する表示項目、表示方法等について調査審議する。

第 2 調査審議主体

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同開催とする。

第 3 調査審議事項

- 1 食品衛生法及び J A S 法に共通する表示項目、表示方法
- 2 その他食品の表示に関する事項

第 4 座長

- 1 共同会議には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。

- 3 座長は、共同会議を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

## 第5 運営

- 1 共同会議の運営については、次のとおりとする。
  - (1) 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
  - (2) 会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。
  - (3) 会議の議事概要については、会議の終了後、座長の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- 2 共同会議には議決権はなく、共同会議における調査審議の結果は、厚生労働省薬事・食品衛生審議会の権限に属する事項については厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会に、農林水産省農林物資規格調査会の権限に属する事項については農林水産省農林物資規格調査会に、座長又は座長が指名するものが、それぞれ報告するものとする。

## 第6 その他

- 1 共同会議では、調査審議の必要に応じ、専門家の意見を聞くことが出来る。
- 2 共同会議の庶務は、厚生労働省医薬局食品保健部企画課と農林水産省総合食料局品質課が共同で行う。

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食  
品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委  
員会委員名簿（食品の表示に関する共同会議委員名簿）

|              |            |                       |
|--------------|------------|-----------------------|
| おきたに<br>沖谷   | あきひろ<br>明紘 | 日本獣医畜産大学教授            |
| かどま<br>門間    | ひろし<br>裕   | （財）食品産業センター企画調査部長     |
| かんだ<br>神田    | としこ<br>敏子  | 全国消費者団体連絡会事務局長        |
| たん<br>丹      | けいじ<br>敬二  | 日本生活協同組合連合会開発企画部 担当課長 |
| とよだ<br>豊田    | まさたけ<br>正武 | 実践女子大学生生活科学部教授        |
| ながの<br>長野    | みさ子<br>みさ子 | 東京都多摩立川保健所長           |
| なかむら<br>中村   | やすひこ<br>靖彦 | 明治大学客員教授              |
| なみき<br>並木    | としあき<br>利昭 | 日本スーパーマーケット協会事務局長     |
| はらだ<br>原田    | のりまさ<br>典正 | 全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長 |
| まつたに<br>松谷   | みつこ<br>満子  | （財）日本食生活協会会長          |
| まるい<br>丸井    | えいじ<br>英二  | 順天堂大学医学部教授            |
| みやぎしま<br>宮城島 | かずあき<br>一明 | 京都大学大学院医学研究科助教授       |

（五十音順、敬称略）